

# 令和5年度(2023年度)横須賀市立神明中学校 部活動年間指導計画

## 1 指導目標

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、本校の部活動が次の点を重視して、最適に実施されることを目指す。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 共通の興味・関心を持つ生徒が集まり、仲間と楽しみながらより良い人間関係を築き上げるとともに、集団生活の中でのルール、マナーを学び、心身の健全な発達を図ることができるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう、指導を工夫する。

## 2 指導方針

- (1) 顧問間で連携を図り、指導法の研修に努め、効果的で効率的な活動を実践する。
- (2) 年間を通じて、見通しを持った計画的な指導を行う。また、生徒や保護者とその計画を共有する。
- (3) 生徒の自主的、自発的な活動であることを踏まえ、部長会など生徒組織を有効に機能させる。
- (4) 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」と「神明中学校部活動に係る活動方針」に則り、各顧問はその指導について絶えず見直し、改善すべき点は速やかに改善する。

## 3 指導体制

- (1) 顧問長は校務分掌上の「部活動指導係」とする。
- (2) 運動部、文化部それぞれに代表者1名をおき、活動場所の調整等を行う。
- (3) 今年度設置する部は次の表のとおりとする。

運動部				
野球部	サッカー部	陸上競技部	柔道部	剣道部
ソフトテニス部	バスケットボール部	バレーボール部	バドミントン部	卓球部
文化部				
音楽部	美術部	料理・手芸部		

## 4. 年間活動計画

月	学校行事	対外的行事	部活動に係る計画
4月	始業式・入学式 学習状況調査	中総合開会式 中総合各種目競技	部活動紹介 中総合取り組み(壮行会・開会式) 部長会(年間計画など)
5月	家庭訪問		部活動保護者会 部員集会
6月	修学旅行 6月定期試験	県総体ブロック予選	夏季休業中の活動計画作成
7月	三者面談 夏季休業	県総体	部長会(夏休みの活動)
8月	夏季休業		各部の活動状況把握

	前期後半授業開始		
9月	体育祭の取り組み	市民大会	部長会(夏休み中の活動)
10月	体育祭 終業式・始業式 生徒会役員選挙	市駅伝競走大会	部員集会・駅伝壮行会 (文化部ステージ発表)
11月	11月定期試験(3年)	新人スポーツ大会	冬季休業中の活動計画作成
12月	12月定期試験(1・2年) 三者面談 冬季休業	県新人戦予選	部室等活動場所大掃除
1月	冬季休業 1月定期試験(3年) 各学年行事	県新人戦	新年度の方針策定
2月	2月定期試験(1・2年) 3年卒業期指導		新入生保護者説明会
3月	卒業式・修了式 春季休業		部長会(振り返り) 新年度の活動計画作成

## 5. 部活動に係る経費

- (1) 生徒会予算に「部活動費」を計上し、各部の所属人数や活動実態に応じて配当する。
- (2) 各部に所属する生徒の保護者から、活動に応じた部活動費を徴収することができる。その際、生徒・保護者の十分な理解を得るよう努める。
- (3) 各顧問は、部活動に係る経費の収支について、年度末に校長に提出する。また、保護者から徴収した場合は、保護者あてに収支報告をする。

## 6. 規約

次に示すものを「神明中学校部活動に関する規約」とし、これに基づいて全ての部において共通の指導をする。本規約は部長会、全部員集会、保護者説明会等を通じて、生徒・保護者に周知し、共通理解を図る。また、活動の実態に即したものとなるよう、内容について毎年度協議する。

### 1. 入部(退部)の手続き等

- (1) 入部(退部)を希望する生徒は、保護者の了承のもと、入部(退部)届を学校に提出する。
- (2) 入部している生徒は継続届を毎年度提出する。学級担任が承認した後、顧問が集約する。
- (3) 新入生は、4月の仮入部期間に複数の部の活動を体験することができる。

### 2. 活動日

- (1) 活動日は、平日は月曜日から金曜日までの中の4日、休日は土曜日・日曜日のいずれか1日を原則とする。
  - (2) 各定期試験前の1週間(試験初日から起算)は活動しないことを原則とする。
  - (3) 長期休業中の活動は、公式大会等の参加日を除いて、夏休みは14日間以内、冬休み・春休みは7日間以内を原則とする。
- ※大会の日程によっては、保護者に承諾を取ったうえで活動日を設けることもある。

### 3. 活動時間

- (1) 平日放課後の活動終了時間は次のとおりとする。また、朝練習は年間を通じて7時30分～8時10分の間に行うことができる。活動後は片付けやミーティングを行い、完全下校は活動終了後20分後とする。

・夏季(3月～10月)18時00分　　・冬季(11月～2月)16時55分

(2) 休日・長期休業中は、年間を通じて1日3時間程度とする。

※なお、大会日程等、各部の状況によって活動日や活動時間を変更する場合は、「神明中学校部活動に係る活動方針」に則り、月、学期、年間単位で調整し、適切な活動時間及び休養日を設定する。

#### 4. 活動場所

(1) 平日放課後の割り当て

・校庭…月曜日 陸上部・サッカー部・野球部　火曜日 サッカー部・野球部

水曜日 陸上部・野球部　木曜日 陸上部・サッカー部

金曜日 陸上部・サッカー部・野球部

・体育館…月曜日 バスケ部　火曜日 バスケ部・バレーボール部　水曜日 バドミントン部

木曜日 バドミントン部　金曜日 バスケ部・バレーボール部

・その他…武道館1F(剣道部)2F(柔道部) テニスコート(ソフトテニス部)

第1音楽室(音楽部) 視聴覚室(卓球部) 美術室(美術) 被服室・調理室(料理手芸部)

※休日及び長期休業中の校庭・体育館の使用割り当ては、月ごとに調整する。

※活動日は生徒のコンディションや学校行事に応じて随時変更する。

#### 5. 施設等の使用

(1) 部室の鍵は職員室内で管理し、部長(不在時は副部長)が借用、開錠、施錠を行う。下校時に顧問が点検する。

(2) 活動場所の使用前には安全を確認し、使用後は清掃をしてもとの状態に戻す。スプリンクラーや放送機器等は顧問が操作する。

(3) 部室で管理するものは、部の備品のみとし、個人が所有する用具は各自で責任をもって管理する。(部室には部の備品以外のものは持ち込まない。)

#### 6. 活動全般

(1) 活動中は、顧問及び指導者の指導のもとで活動する。部長は活動開始前と活動終了後に必ず顧問と連絡を取る。また、下校前にはミーティングを行う。

(2) 事故やけが、施設用具の破損等がないように十分注意する。万一事故等が起きた場合は、速やかに近くの教職員に連絡をする。

(3) 活動中、貴重品は部でまとめ、顧問に預ける。

(4) 活動時の服装は、本校の制服、体操服を原則とするが、各部の活動に応じてユニフォーム等の着用も認める。

(5) 下校時刻を守る。(下校時刻は活動終了の20分後とする。)

#### 7. 校外活動

(1) 校外の活動に参加する場合は、「校外活動届」を提出する。

(2) 会場等への移動時は、事故等に気を付けるとともに、公共のマナーを守る。特に公共交通機関を利用する際は、他の乗客の迷惑とならないよう注意する。

#### 8. その他

(1) 各部の活動が本規約に則って行われているか、部長会で定期的に確認する。

(2) この規約を改訂する場合は、顧問会と部長会で協議する。

(3) 各種大会等に関する承諾書については、年間を通じて保護者へ配布、依頼し回収していく。